

# 平成28年度第3回清掃審議会

## 会議録

平成28年11月2日（水）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

## 平成28年度 第3回清掃審議会会議録

日時 平成28年11月2日（水）

午後2時から

会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

- 出席委員 山賀会長代行(副会長)、菊野委員、石井委員、掛川委員、片粕委員、  
斎藤委員、中澤委員、松原委員、八子委員
- 欠席委員 柴田委員、住吉委員、高橋若菜委員、渡邊委員、高橋まゆみ委員、星島委員
- 事務局 阿部部長、塚本廃棄物政策課長、登石廃棄物対策課長、本望廃棄物施設課長  
ほか

### 1. 開会

- 石崎廃棄物政策課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

### 2. 議事

#### ■会長の選出について

- 山賀会長代行（副会長）：皆さま、お忙しい中、ご出席ありがとうございます。松原幸夫委員の退任に伴い、本日は会長代行として議事を進行させていただきます。よろしく願いいたします。  
本日は検討内容が多くありますので、早速議題に入ります。議題（1）会長の選出についてです。会長は、新潟市清掃審議会規則第4条に基づき、委員の互選によって定めることとされております。つきましては、会長の選出につきまして、どのようにしたらよろしいでしょうか。ご意見のある方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。中澤委員。
- 中澤委員：現在、山賀委員が会長代行をされています。会長に適任であると考えますので、山賀委員より会長に就任していただくことで、いかがでしょうか。
- 山賀会長代行（副会長）：中澤委員より、会長に私を選出するのご発言をいただきました。他にご意見はないでしょうか。

<意見なし>

- 山賀会長代行（副会長）：他にご意見がないようですので、会長に私が就かせていただくことでよろしいでしょうか。ご異議がなければ、拍手で承認をお願いいたします。

<拍手>

- 山賀会長：ありがとうございます。それでは、会長を務めさせていただきます。なお、これまで、副会長を務めておりました私が会長となりましたので、引き続き、副会長を決めさせていただきます。委員の皆さまから、ご意見はありますでしょうか。

- 石井委員：会長一任でよろしいと思います。
- 山賀会長：会長一任とのご意見をいただきましたので、副会長を推薦させていただきます。長年、清掃審議会委員を務めておられます菊野委員にお願いしたいと思います。ご異議がなければ、拍手で承認をお願いいたします。

<拍手>

- 山賀会長：菊野委員が副会長に選出されました。それでは、会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、会長に選出いただきありがとうございます。今年度の審議会が始まる際にも申し上げましたが、市の清掃事業に関しましては、清掃審議会での審議もさることながら、市がしっかりとした取り組みを進めています。また、市民・事業者の皆さまが努力をされている結果として、リサイクル率の向上など年々良くなってきている状況にあります。市民・事業者・市が協働することにより環境先進都市に近づいていると感じております。委員の皆さまは、それぞれの立場で清掃審議会にご出席いただいていますので、多様な視点で、新潟市の環境を良くする、向上させていく取り組みに対し、活発なご意見をいただきたいと思います。

身に余る大役ではございますが、委員の皆さまのご助言やご協力あってこそその議事進行となります。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

- 菊野副会長：今ほど副会長に選出いただきました菊野でございます。清掃審議会の委員を長く務めていますが、会長がきちんと審議会をまとめてくださると思いますので、副会長として委員の皆さまと一緒に審議会を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ■平成27年度 ごみ処理手数料収入の用途について

### 事務局説明

- 山賀会長：それでは、議事を進行いたします。議題（2）平成27年度ごみ処理手数料収入の用途について、事務局から説明をお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：**資料1**をご覧ください。平成27年度ごみ処理手数料の用途についてです。なお、**資料1参考資料**に市民還元事業の詳細な説明を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

まず、財源でございます。ごみ指定袋や粗大ごみ処理券による「ごみ手数料収入（A）」が9億2,630万4,185円ございました。「指定袋作製等経費（B）」が3億7,262万2,195円ございました。収入から経費を差し引いた「市民還元事業財源」として5億5,368万1,990円となりました。市民還元事業について「①分別意識の向上と啓発」から「⑭地域活動への支援」の14事業を記載しております。市民還元事業財源と同額の5億5,368万1,990円をすべて市民に還元いたしました。なお、「⑧古布・古着の拠点回収費」に「△」が付いている理由としまして、古布・古着の売払い額が回収の委託料を上回ったため、収入が発生したことによります。この収入は、他の市民還元事業の財源として活用させていただいております。

10月3日に開催されました市議会決算特別委員会で、平成27年度のごみ処理手数料収入に

ついて報告させていただき、承認いただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。

## ■平成27年度 ごみ処理手数料収入の使途について

### 質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの説明に対し、ご質問やご意見等ございますか。

<なし>

## ■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針1：前半）

### 事務局説明

- 山賀会長：続きまして、議題（3）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについてです。

なお、本日は検討事項が多くありますので、説明及び質疑の時間を分けたいと思います。本日は、第2回審議会で配付しました資料7別紙のうち、「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」について審議したいと思います。前半は、資料7別紙1ページ「基本施策1 制度の周知と分別の徹底」及び2ページ「基本施策2 意識啓発・環境教育の推進」について、事務局からの説明後に質疑とします。後半は、資料7別紙3ページ「基本施策3 3R・生ごみ減量の推進」及び4ページ「基本施策4 市民・事業者・市の協働した体制づくり」について事務局からの説明後に質疑とします。よろしいでしょうか。

<異議なし>

- 山賀会長：それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：資料7別紙による全体的なご説明の前に、家庭から排出されるごみ組成の現状をご説明いたします。本日配付の資料2家庭系ごみの組成調査結果をご覧ください。

ごみの組成調査とは、家庭や事業者から排出されるごみと資源物を無作為に抽出し、その構成割合と結果を分析するものです。排出されるごみの中にどのようなものが入っているかを調査し、ごみの適正処理や3R推進のための基礎資料としています。

家庭系ごみにつきましては、「1. 燃やすごみ（普通ごみを含む）」、「2. 燃やさないごみ」、「3. プラマーク容器包装」について調査を行っており、資料では平成24年度と平成27年度の調査結果をそれぞれ比較しています。

「1. 燃やすごみ（普通ごみを含む）」の組成割合については、平成24年度と平成27年度で大きな変動はありません。

「2. 燃やさないごみ」につきましても大きな変動はありませんが、燃やさないごみの金属類の中には有用な金属資源を含む使用済小型家電が約半数を占めており、これらを拠点回収に出すことで金属資源の国内循環を推進するだけでなく、燃やさないごみの減量にもつながるため、今後も周知が必要と考えております。

「3. プラマーク容器包装」については、平成24年度までは「プラスチック製容器包装」と

なりましたが、分かりにくかったことから、平成25年度に「プラマーク容器包装」に呼称を変更しました。分別呼称を変更したことにより、その他プラスチックなど、異物の割合の減少から、徐々に分別ルールが浸透していることが推測できます。

**資料2**の右下に記載の棒グラフは、平成27年度における古紙の品目別の排出状況と数量を示したものでございます。新聞紙と雑誌・雑がみは、赤色の棒グラフが示すように可燃ごみでの排出が多く見てとれますが、主に水分を含むごみを包むために新聞紙が使用されている状況でございます。一方、雑誌・雑がみは資源化できる紙が多いところですが、リサイクル可能な紙であるという認識がまだまだ十分でないことが読み取れます。今後も引き続きさらなる分別の周知徹底を図っていくことが課題と考えています。

続いて、第2回審議会で配付しました**資料7別紙**をご覧ください。この資料は、4つの基本方針における点検結果のまとめについて、より詳細に記載した資料になります。表の左上に4つの基本方針と内容が記載されております。表の一番左の欄は基本計画の基本施策又は個別施策を、中央の欄は基本施策ごとの平成24年度以降に実施してまいりました主な取組み、次に効果と課題をそれぞれ記載しております。表の一番右側の評価の欄は、基本計画に対して、これまで実施してきた事業がどのような効果を発現してきたかを「○・△・×」で評価しました。第2回審議会の説明と若干重複する部分もありますが、具体的な取組みについて順次ご説明させていただきます。

なお、**資料7別紙**につきましては、平成24年2月に策定しました現在の計画よりも前から取り組んでいる事業など、一部記載されていないものがございます。また、全ての取組みをご説明させていただく時間もないことから、大きな変更点や新たな取組みを中心に説明させていただきます。ご了承ください。

**資料7別紙**1ページ「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」になります。まず、「基本施策1 制度の周知と分別の徹底」に関する取組みについてです。

「1 情報提供の充実」では、市民の皆さまに最新の資源とごみに関する情報を提供することを目的に、平成21年度より新聞折り込みという形で発行しております「サイチョプレス」は平成25年度に発行回数を年4回から年5回に増やしたほか、市報にいがたや民間雑誌など情報提供の場を複数活用してございます。また、ごみの分別検索サービス「サイチョDEサーチ」の運用開始、さらにはスマートフォンなどで利用できる「ごみ分別アプリ」を公開いたしました。新ごみ減量制度が始まる際に全世帯に配布しました「ごみ分別百科事典」については、平成25年度の分別呼称の変更にあわせ再度全世帯に配布するとともに、分別制度や各種施策をまとめた「ごみダイエット読本」を各種研修会や出前講座などで配布しております。このほかにも、市民の皆さまから直接ごみ出しの相談を伺う「ナジラテ屋」を市内のイベントに出展し、あわせてごみに関する情報も提供しております。

効果として、平成27年3月に公開しましたごみ分別アプリのダウンロード数は、平成28年9月末で1万4,677件となっており、より多くの方からご利用いただいております。当初想定していました若年層の方だけでなく、幅広い世代の方々にご利用いただき、便利だという声もいただいております。また、ごみ減量検定につきましても、毎年多くの方からご参加いただいております。

今後の課題としましては、情報媒体の多様化からか新聞購読者が年々減少していることから、

サイチョプレスの発行方法の検討が必要であると考えております。また、ごみ減量検定につきましても、応募者の年齢に若干偏りが見られることから、幅広い世代の方々からご参加いただけるように取り組んでまいります。

評価としましては、ごみ分別アプリの公開など新たな取組みを実施してまいりましたが、情報提供はまだまだ必要であると考え、「△」としました。

「2 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応」についてです。現在の10種13分別を中心といたしますごみ分別制度は、高齢者や単身世帯、転入者にとって分かりにくいというご意見をいただいております。ご意見を踏まえ、平成25年度に「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定5品目」に呼称変更しました。変更に際しては、全世帯にチラシを配布し周知するとともに、出前講座やイベントなどでパンフレットを活用した周知を行いました。また、大学や専門学校での新入生を対象とした説明や転入手続き時のお試し袋の配布、不動産業者を介したごみ収集カレンダーの配布など、ごみ分別制度の周知を図ってまいりました。課題といたしまして、資源物であるプラマーク容器包装、雑がみや特定5品目が、いまだにごみに含まれている状況から、今後もさまざまな媒体を利用した広報が必要と考えております。また、高齢化社会に向けた対応といたしまして、ごみ分別の周知徹底と分かりやすい情報提供が重要と考えております。

評価としましては、一部の共同住宅などでまだまだ違反ごみが見られることから、「△」としました。

「3 雑紙、プラスチック製容器包装の分別の推進」についてです。現在、古紙類は新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックの4分別となっています。資源物としての認識が高い新聞や段ボールと比較し、ティッシュペーパーの空き箱、カレンダーなどといった雑がみは、リサイクル可能な紙という認識がまだまだ低い状況でございます。サイチョプレスなどでの広報、イベントや講座でのチラシの配布、グッズを活用した啓発や楽しみながら学べるゲームなどを通じて、今後も周知徹底に努めてまいります。

評価としましては、資源化可能な古紙類やプラマーク容器包装が燃やすごみに含まれるものの、平成24年度から平成27年度を比較した場合、燃やすごみに含まれる古紙類の割合が14.6%から13.6%、プラマーク容器包装の異物混入率が14.3%から9.9%に減少していることから、効果が発現されているものとして「○」としました。

「4 ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進」についてです。平成20年6月の新ごみ減量制度の開始により、地区ごとに異なっていた分別制度を統一しました。処理方式の違いから分別制度が異なっている巻広域地区におきましては、早期に分別が統一できるよう進めてまいりました。また、プラマーク容器包装の分別については、拠点回収と一部地域での分別開始を経て、平成24年度から分別を開始したところでございます。さらに、普通ごみにつきましては、平成28年度から燃やすごみと燃やさないごみに分別していただく分別モデル事業を開始しており、現在約7割の世帯の方からご協力いただいております。平成29年度も引き続きモデル事業を実施し理解を得ながら、平成30年度の全市における分別制度の統一を目指してまいります。

評価としましては、これまでのプラマーク容器包装の分別収集制度化、現在の分別モデル事業の実施状況を踏まえ、「○」としました。

**資料7別紙**2ページ、「基本施策2 意識啓発・環境教育の推進」についてです。「1 幅広い

年齢層への環境教育の充実」として、各種の取組みを実施してまいりました。小学校4年生を対象とした環境教育の一環とし、授業などで活用できる副読本「ごみってなあに？」を作成し市内全小学校に配布しました。希望する小学校には、ごみ収集車であるパッカー車の構造や操作方法を説明する体験講座を実施しているほか、清掃ポスターコンクールを行うなど、ごみに関心を持つ取組みを実施してまいりました。また、市のごみ処理施設や資源再生センターでは、常時施設見学を受け入れることで、ごみの減量化・リサイクルの推進に関する意識高揚を図っております。さらに、保育園などを対象に本やDVDでの啓発、着ぐるみと一緒に楽しみながらごみに関するクイズができる出前講座を実施しております。

評価としましては、年々講座の利用件数が伸びていることから、「○」としました。

「2 地域における意識啓発・環境教育活動の推進」についてです。使い捨て容器の削減と繰り返し使用できるリユース食器の普及のため、祭りや文化祭などでリユース食器を無料で利用できるモデル事業を平成26年度から実施しております。利用件数は順調に伸び、利用団体への普及啓発だけでなく、イベント参加者への周知にもつながっていると考えております。

また、地域課題の解決を図る活動に対して補助する地域活動補助金は、コミュニティ協議会や自治会などへの補助を通じて、自主的・主体的なまちづくりを推進していくことを目的とし、環境関連活動を行う団体に補助しています。今後は、より使いやすい事業となるよう、定期的に見直しを行ってまいります。

また、地域の住民同士が助け合う環境活動への支援事業として、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援を行う団体に支援金を交付しています。引き続き、制度の周知を図り、登録団体数の拡大に向け努めてまいります。

評価としましては、地域における環境啓発の取組みが推進されていることから、「○」としました。

ごみ出し支援事業に関連し、本市の高齢化に関する状況をご説明いたします。本日配付しました資料3参考資料新潟市における人口及び高齢者数等の推移をご覧ください。この資料は「にいがた未来ビジョン」から引用しており、本市の人口と高齢者数、高齢化率の推移を示しています。今後、本市の人口は減少を続ける一方、高齢者数及び高齢化率は上昇していくと推計されています。図①―2は年齢構造の変化を示しており、65歳以上の人口が、平成27年の27.2%から平成52年には37.3%になると推計されています。図③―1が本市の高齢者数と高齢化率の推移と推計、図③―2が本市の単身高齢者数と高齢者人口に占める割合を示しています。単身世帯ということで、平成22年における単身高齢者の割合が12.3%となっており、今後も増加していくことが想定されます。

本日配付しました資料3をご覧ください。高齢化社会に向けた対応について記載してございます。「1 現在の高齢者への対応」についてです。(1) 分別パンフレット等を活用したごみ分別の周知・啓発として、イラストを多く使ったパンフレットなどを活用し、出前講座やイベントで周知を行っております。(2) 手数料の免除については、高齢者や障がい児・障がい者など常時紙おむつを必要とする方への支援として、20リットルサイズの燃やすごみの指定袋を年間80枚配布することで、負担軽減を図っています。(3) ごみ出し支援事業については、高齢者などごみ出し支援が必要な世帯への支援を行う自治会・コミュニティ協議会などの団体に、支援金を交付しております。登録団体数は、平成27年度で149団体となっており、年々増加している

ところでございます。支援金は、燃やすごみをごみ集積場へ排出する場合は1日あたり150円、粗大ごみを玄関先に排出する場合については1日あたり600円を交付しております。

「2 政令指定都市での取組み状況」でございます。本市におきましても他都市の施策を参考とし、取組みの強化を図っていくことが重要な課題となっております。

以上で、説明を終わります。

## ■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針1：前半）

### 質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：資料3参考資料を見ますと、これから高齢化率がますます加速するような状況であります。市では、今年度から雑がみの分別について、チラシなどで周知を行っています。とても良い取組みだと思えます。雑がみの出し方で疑問に思っているのは、排出できる雑がみの大きさについてです。チラシなどには書かれていません。私が10年ほど前に自治会の仕事を始めたときに、自治会長から、はがき程度の大きさであれば雑がみとして出すことができるので、自治会で行っている集団資源回収に出してもらいたいと言われた記憶があります。消費生活センターにある雑がみを回収する場所には、名刺大の紙を出してくださいと書いてあります。古紙類の収集日にごみ集積場に出すことができる雑がみについて、チラシなどに紙の種類は記載されていますが、大きさについては記載がありません。どれくらいの大きさであれば、雑がみとして出すことができるかを確認させてください。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：雑がみとして出せる紙の種類が分かりにくいというご意見をいただいたことから、チラシやクリアファイルを作成しました。感熱紙、コーティングされている紙やティッシュペーパーは雑がみとして出せないことなど、雑がみとして出せるもの・出せないものについて周知を行っています。大きさ的には、カレンダーのような大きい紙であっても折っていただければ袋に入ります。市から、排出できる紙の大きさについてお知らせしたことはございません。チラシやクリアファイルに書いてあるとおり、透明又は半透明のポリ袋に入り、リサイクルできる雑がみは、古紙類の収集日に出していただくことができます。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：シュレッダーで裁断した紙や封筒などの小さなものについても、リサイクルできる紙類については、散逸しないように透明又は半透明のポリ袋に入れて、雑がみとして出すことができると理解してよろしいでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：大きさの制限はしていません。紙類は再生します。リサイクルする際は、紙を小さく刻んで溶かすような工程があります。リサイクルできる雑がみとして分別していただいた古紙類はリサイクルされます。なお、シュレッダーで裁断した紙は、他の雑がみと混ぜることはせず、単独で透明又は半透明のポリ袋に入れて出すようにしてください。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますでしょうか。掛川委員。
- 掛川委員：資料7別紙1ページの情報提供の充実の課題についてです。サイチョプレスを新聞折り込みにより発行しているが、新聞購読者が減少していることから発行方法の検討が必要とあり



ます。最近、市報にいがたがスマートフォンのアプリで見られるようになりました。サイチョプレスも市報にいがたと同じように、スマートフォンのアプリで見えるようにすることはできるのでしょうか。技術的な問題があるかもしれませんが、いかがでしょうか。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：皆さまご存じのとおり、新聞折り込みは無料ではありません。折り込みには、印刷経費とほぼ同じぐらいの費用が掛かります。サイチョプレスの発行は、市報にいがたと連動しています。市報にいがたの配布にも言えることですが、新聞購読世帯が少なくなっているため、新聞折り込みによる発行数が減少しています。同時に、新聞未購読世帯の方に郵送する件数が増えている状況です。電子データでの情報提供も大切ですが、紙ベースで見ていただく方も多い状況であることから、今後、市民の皆さまにどのように情報を伝達していくのが課題となります。広報課などと協議しながら検討していきたいと考えています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。斎藤委員。
- 斎藤委員：掛川委員の意見と関連しますが、新聞購読世帯の減少によりサイチョプレスが全戸に配布されないとの説明がありました。自治会・町内会には、毎月1日と15日に全戸配布や回覧による配布物などが送られてきます。サイチョプレスについても、自治会・町内会を通じて全戸配布することは考えられないでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：多くの方に一斉にお知らせしたい場合は、新聞折り込みによる配布が一番有効な手段であると考えています。なお、市の全体的な方針として、自治会・町内会の皆さまに配布物でご負担をかけないことになっています。新聞未購読世帯の方で市報にいがたの郵送を希望される方には、サイチョプレスをあわせて郵送していますので、お手元に届かないということはありませんが、以前と比較した場合、新聞折り込みによる発行数の割合が少しずつ減少しています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。中澤委員。
- 中澤委員：市報にいがたを郵送しているとの説明がありましたが、新聞を購読していない方を把握して郵送されているということでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：新聞を購読されていない世帯の方から申込みをいただくことで、対応しています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。中澤委員。
- 中澤委員：ごみの分け方・出し方に関する内容は頻繁に変わるものではありません。年に一度配布するごみ収集カレンダーにあわせ、サイチョプレスを配布してもいいのではないのでしょうか。配布の際は重要なお知らせなどを入れることもできますし、配布が一回で済みます。市民の皆さまも関心があると思いますので、配布方法の一つとして考えてみてはいかがでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：ごみ収集カレンダーは、自治会・町内会を通じて配布させていただいています。ごみ収集カレンダーは、一年間のごみ出し日が記載された重要なものです。サイチョプレスは年5回発行していることから、毎回の配布を自治会・町内会にお願いしますと、かなりのご負担をお掛けすることになります。なお、平成25年度に分別呼称が変わった際は、周知徹底を

図るために、ごみ収集カレンダーと一緒にチラシを配布させていただきました。ごみに関する啓発は繰り返して行う必要があります。サイチョプレスは、特定5品目や雑がみなどのごみの分別やごみ減量検定など、毎回テーマを変えながら年5回発行しています。そのため、年度当初のごみ収集カレンダーの配布時のみでは、まかないきれないところがあります。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。八子委員。
- 八子委員：サイチョプレスの掲載内容は評価していますが、情報量が多いと思います。どれも見逃すことができない情報ですが、紙面が画一化されているように感じています。文字数が多いと、読むのが面倒になる方もいらっしゃると思います。これからの高齢化社会に向けては、読みやすさも必要になってきます。重要なお知らせや発行内容のメインテーマだという記事がある場合は、吹き出しで表現するなどの編集をされると良いと思います。この記事には、何が書いてあるのだろうと目に留めることができると思います。私は、大学在学時に広告の研究をしていました。少しの変化で視点を変えることができ、読みやすい紙面に編集することができると思いますので、工夫していただくようにご配慮ください。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：お伝えする情報の内容や量との兼ね合いを考えながら、市民の皆さまにとって読みやすい紙面となるように工夫していきたいと思います。また、デザインについてもご意見をいただきました。読む方の目に留まるような編集を心掛けていきたいと思います。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問等ありますか。菊野委員。
- 菊野委員：**資料3**高齢化社会に向けた対応について、1の(2)手数料の免除についてです。高齢者の方、障がいのある方、新生児など常時紙おむつを必要とする方に指定袋を支給しているとのことですが、どのような基準で支給し送付しているのかお聞かせください。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：手数料の免除は、平成20年6月の新ごみ減量制度が始まった際から行っています。乳幼児(0～3歳未満)のお子さまがいる世帯については乳幼児1人につき20リットルの指定袋を210枚支給しています。出生届に基づいて支給していますので、申請などの手続きは必要ありません。転入された場合も、転入届に基づいて支給しています。なお、3年分の合計として210枚の指定袋を支給していますので、転入された場合は、お子様の年齢により支給枚数が変わることになります。

また、介護保険で要介護1～5の認定を受けている65歳以上の在宅の高齢者の方で、常時紙おむつを必要とする方にも配布しています。関係課からの紙おむつを利用している方の情報に基づき、該当される方に指定袋を配布しています。資料に記載していますが、乳幼児であれば出生届を出される際に、通常であれば20リットルの燃やすごみ(普通ごみ)の指定袋を210枚支給していますが、10リットルの指定袋を希望される場合は、同量サイズでの交換を行っています。20リットルの指定袋で210枚ですので、10リットルの指定袋であれば420枚となります。なお、1歳のお子様が転入された場合は20リットルの指定袋を120枚、2歳のお子様が転入された場合は20リットルの指定袋を40枚支給しています。

ごみ分別百科事典の28ページに詳細が記載されていますので、ご覧ください。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。菊野委員。
- 菊野委員：先ほど説明いただいた**資料7別紙**1ページ、1情報提供の充実に関し、評価が「△」

となっていますが、サイチョプレスが発行や様々な情報提供を行っているという面では、10年前とは比較にならないほど充実し、大変丁寧で分かりやすく市民に情報提供されているということで、「○」にしてもいいのではないかと個人的に思います。

なお、本日様々な広報資料をいただきましたが、現在は様々なパンフレットが発行され情報が多過ぎるのではないかとと思われます。もう少しシンプルにしたほうが伝わりやすいのではないかと思いました。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：評価を「△」から「○」としていただけることはありがたく思います。広報については、これまでいろいろな機会を捉えてピンポイントな情報を伝えるため、各種のパンフレットを作成しました。委員ご指摘のとおり、今後のパンフレット発行にあたっては、内容をシンプルにすることや、内容的に統合できるものは整理するなど考えていきたいと思えます。
- 山賀会長：私も菊野委員と同じ意見です。市の他の取組みと比較しても、ごみ分別に関する取組みは、丁寧に広報されていると感じています。ごみ分別百科事典には、いろいろな情報が集約されていると把握しています。啓発活動は、丁寧に何度も実施していく必要があります。また、新しい情報も出てきますので、随時情報提供するなど、今後も引き続き取組みを進めていただきたいと思えます。他に、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員：「ごみってなあに？」という小学生を対象にした副読本を初めて見ました。小学生対象ということもあり、非常に分かりやすく構成されています。私も、地元のコミュニティ協議会で、毎年、ごみ処理施設の見学や夏休みの親子体験でごみに関する話をしてしていますので、参考にしたいと思います。やはり、百聞は一見に如かずで、施設見学は非常に重要なことであると思えます。今年はプラマーク容器包装の選別施設や清掃センターに見学に行き、ごみや資源物がどのように処理されているかを見学しました。見学することにより、処理で苦勞されている様子がとてもよく分かります。見学した方は、違反ごみを出してはならない、きちんと分別しなければならないことを実感されます。毎年、地域活動補助金を使わせていただき、ごみ処理施設などを見学する活動を自主的に行っていますので、今後も続けていきたいと思えます。
- 登石廃棄物対策課長：大変貴重なご意見をありがとうございました。私も何回か施設の見学に行きましたが、プラマーク容器包装の選別処理については、審議会委員の皆さまにもぜひご覧いただきたいと思えます。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。石井委員。
- 石井委員：古布・古着の拠点回収についてです。回収場所は市内に8カ所となっていますが、回収場所を増やす考えはないでしょうか。また、集団資源回収で対応する考えはないでしょうか。回収場所までは持っていくことがなかなかできませんので、自治会・町内会で行われている集団資源回収で古布・古着を回収した場合に、奨励金の対象とならないでしょうか。奨励金の対象となれば、分別して集団資源回収に出すきっかけになると思えます。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：委員ご指摘のとおり、古布・古着の回収場所は現在各区1カ所となっています。古布・古着はリサイクルの対象になりますので、市では集団資源回収業者に、古紙類とともに古布・古着の回収も取り組んでいただく働きかけをしています。ごみの減量・リサイクルの推進のためにも、集団資源回収での対応をお願いしたいと思えます。

- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。石井委員。
- 石井委員：古紙類の回収業者との話し合いのもとで、古布・古着の回収を実施するという事でよろしいでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：そのとおりです。集団資源回収については、自治会・町内会と回収業者との契約になります。したがって、古紙類の集団資源回収を契約している業者に相談していただきたいと思います。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。石井委員。
- 石井委員：古布・古着の回収を集団資源で行った場合は、奨励金の対象になりますか。
- 登石廃棄物対策課長：古紙類と同様、1キログラムあたり6円の奨励金を交付いたします。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：以前、自治会・町内会で古布・古着を集めた場合、年2回程度であれば市が回収するという説明があったと記憶しています。いかがでしょうか。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：市での古布・古着の回収は、拠点回収のみです。自治会・町内会の皆さまには、集団資源回収で古布・古着の回収を積極的に取り組んでいただくようお願いしています。また、ごみ集積場での回収はしていませんので、市が古布・古着の回収に伺うことはありません。
- 山賀会長：八子委員、いかがでしょうか。
- 八子委員：ごみ集積場ではなく、自治会・町内会単位で実施する回収で、年2回程度であれば市が回収するという説明があったと記憶しているのですが、いかがでしょうか。
- 登石廃棄物対策課長：委員ご指摘の件は、集団資源回収業者より、古布・古着の回収について自治会・町内会に提案されたものと思われます。市の古布・古着回収は拠点回収のみです。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。斎藤委員。
- 斎藤委員：私の地元のコミュニティ協議会では、年2回、古布・古着の回収を行っています。回収方法としては、JA女性部の皆さまが年4回ほど古紙類の回収を実施していますので、その時に広報活動をして、古紙類と一緒に古布・古着を持ってきていただきます。始めた当初は回収量も少なかったのですが、周知が進むにつれだんだん回収量が多くなってきました。集めた古布・古着を市の拠点回収場所に持ち込むのですが、日曜日に持ち込めるのはエコープラザしかありませんので、そこまで持っていきます。鎧漕クリーンセンターにも回収場所がありますので、平日であれば持ち込むことができます。古紙類の集団資源回収を契約している業者が、古布・古着の回収も一緒にできるようであれば、とても助かります。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：先ほども説明いたしましたが、市から集団資源回収業者に古布・古着の回収の取組みについて働きかけていますが、実際は回収できる業者と回収できない業者があります。集団資源回収は、あくまでも地域の皆さまで行うものですので、集団資源回収業者と相談していただきたいと思います。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員：**資料7別紙**2ページのリユース食器の普及についてですが、利用件数が少ないように思います。平成26年度が54件、平成27年度が59件となっています。これまでの取組みと

して、モデル事業開始で普及を促している」と記載されていますが、どのような普及啓発を行っているのでしょうか。また、どのようなイベントで使われているのでしょうか。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：委員ご指摘のとおり、平成26年度と平成27年度との比較では、5件増であり、利用件数は伸びていません。自治会の祭りや学校の行事などで使われることが多い状況です。毎年継続的に利用していただいている団体が多く、新規利用者の開拓が必要と考えております。普及啓発としては、啓発チラシを配布しているほか、リユース食器を利用していただいた団体の皆さまに、他団体の皆さまへの紹介をお願いしているところでございます。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員：おそらく、リユース食器の制度を知っている方が少ないと思います。私も審議会で初めて知りました。食器の貸出個数に限度があるとお聞きしておりますが、現在はどのようになっているのでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：一回の申請で各種類500個まで貸し出しを行っています。委員ご指摘のとおり、市民の皆さまに制度が浸透していないと思いますので、引き続き、周知が必要と考えています。
- 山賀会長：他に、ご意見ご質問等ありますでしょうか。中澤委員。
- 中澤委員：利用件数が極端に増えないことを考えますと、一回使った団体の皆さまが、継続的に利用されているのだと思います。もっと多くの団体から使っていただけるような努力をしていただきたいと思います。

## ■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針1：後半）

### 事務局説明

- 山賀会長：それでは、**資料7別紙**3ページ「基本施策3 3R・生ごみ減量の推進」及び4ページ「基本施策4 市民・事業者・市の協働した体制づくり」について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：**資料7別紙**3ページをご覧ください。「基本施策3 3R・生ごみ減量の推進」について、順にご説明します。

「1 マイバッグ運動などのリデュースの推進」についてです。3Rに関する取組みを積極的に行う市内の事業者を認定し、市ホームページや市の広報紙で周知することで、事業者の環境に配慮した取組みを促進する制度として、これまでの「ごみ減量化・資源化協力店制度」を発展させ、平成25年度から「3R優良事業者認定制度」を開始しました。

また、使い捨て容器の削減やマイボトルの普及のために、平成24年度からマイボトルキャンペーンを開始しました。昨年7月には、環境活動に配慮した活動にポイントが付与される「にいがた未来ポイント」と連携し、さらなる利用者の拡大を図っています。

評価としましては、マイボトルキャンペーンの応募者数は年々増えておりますが、事業者の3Rに対するさらなる取組みの推進が必要であることから、「△」としました。

「2 古布・古着などのリユースの推進」についてです。平成22年度からのモデル事業を経まして、現在は市内8カ所で拠点回収を行っています。環境フェアなどでのイベントで臨時回収を行っており、年々回収量は増えているところでございます。また、市内3施設では不用品の無

償提供を行う「リサイクル提供事業」を実施、エコープラザでは不用品の交換仲介を行う「リサイクル情報登録」を実施することで、リユースの機会を提供しております。

評価としましては、古布・古着の回収量、リサイクル提供事業者申込者数などの増加などから、少しずつリユースに対する意識が定着・向上していることから、「○」としました。

「3 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進」についてです。小型家電に含まれる有用な金属を資源化するため、平成24年度から拠点回収を開始したところでございます。年々拠点を増やしており、回収量も増えているところです。現在は、市内52カ所で回収しているところでございます。また、平成27年9月には、民間事業者と小型家電の宅配便回収による協定を締結し、多様な排出機会を提供したところでございます。市民団体等が実施する集団資源回収では、回収量に対する奨励金の交付や回収用具の貸付けなど、団体の活動を支援することでごみの資源化を推進しております。古紙類や廃天ぷら油などの資源物の拠点回収を充実させることで、ごみ減量の意識向上につながっていると考えています。

評価としましては、資源物の回収量や集団資源回収の登録団体が増えていることから、「○」としました。

「4 生ごみ減量を対象とした各種講座の開催、ガイドブックの配布やDVDの作成」についてです。本日配付しました資料2で家庭ごみにおける組成調査についてご説明いたしましたが、燃やすごみの約4割を生ごみが占めており、その生ごみの80%が水分とも言われております。

今後、さらなるごみ減量対策の強化が必要とされますが、これまでの本市における取り組みを、資料4「家庭系生ごみ関連施策について」に整理しましたのでご覧ください。まず、「1 家庭系生ごみ関連施策について」、年度別の実施状況を表にまとめたものでございます。次に、「2 事業の概要及び実績」をご覧ください。

(1) 家庭系生ごみ減量化対策事業では、生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の購入補助を行っております。家庭で生ごみを堆肥化又は減量する機器の購入費の一部を負担軽減することで普及促進を図っています。平成25年度には、堆肥化容器につきましては減額販売から補助制度に移行し利便性を図ってまいりました。平成20年度は新ごみ減量制度での有料指定袋制度の影響もあり補助実績は伸びたものの、その後低迷している状況でございます。

(2) 生ごみ減量推進事業では、平成22年度からさらなる生ごみの減量・リサイクルを推進するため、水切り用具のモニターを実施しました。平成24年度以降は、水切り講座やクッキング講座など各種講座を実施してまいりました。また、生ごみの減量方法を分かりやすく紹介するものとして、漫画を取り入れたガイドブックや映像化したDVDを作成し、講座や研修会で活用しています。

(3) 乾燥生ごみ拠点回収では、電動生ごみ処理機の購入数の拡大と廃棄される乾燥生ごみの資源化を目的としまして、電動生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを拠点で回収し、舞平清掃センターで堆肥化、できた堆肥は希望する市民へ無料で配布しております。

制度開始当初はポイント制により景品を進呈しておりましたが、平成24年度から市共通商品券の進呈に変更、また、回収拠点場所を見直したことで回収量は増加したところでございます。

(4) 食品リサイクル地域活動支援事業では、地域での生ごみ循環ループを構築するために、平成22年度に開始した江南区亀田地区と南区月潟地区におけるモデル事業を経まして、現在は市内3カ所に業務用生ごみ処理機を設置し、生ごみの堆肥化を行っております。乾燥した生ごみ

を拠点に持ち込んでいただく会員数及び回収量は年々増えているところでございます。

また、生ごみの堆肥化手法の一つである段ボールコンポストにつきましては、市オリジナル「サイチョのマジックダンボール」を製作し、平成27年10月から各区での販売を開始、現在は市内10カ所で販売しております。使い方講座を開催することで、正しい使い方による継続利用を推進してまいります。

燃やすごみの約4割を占める生ごみ減量・リサイクルに関する施策を引き続き実施することで、家庭系ごみの全体の減量化を進めてまいります。

評価としましては、堆肥化容器の補助制度や乾燥生ごみ回収量など事業拡大が一部で見られないということから、「△」としました。

**資料7別紙**の4ページ、「基本施策4 市民・事業者・市の協働した体制づくり」についてです。「1 クリーンにいがた推進員制度の充実」では、平成20年に発足しましたクリーンにいがた推進員は、現在も地域における3Rの推進や適正な分別排出などの普及啓発を図るリーダーとして、活動いただいております。任期が1年のため、毎年約4割の推進員が入れ替わることから、毎年度研修会と施設見学会を実施し、推進員の皆さまがごみ分別制度に関する知識を得ていただくよう努めております。

評価としましては、推進員の活動が地域における適正なごみ分別につながっていることから、「○」としました。

「2 三者協働による推進体制の整備」では、事業者と連携した3R運動の推進のため、基本施策3でご説明しました「3R優良事業者認定制度」を開始するとともに、平成25年度には「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」をイオン様と締結させていただきました。現在、不要なレジ袋削減のため、多くのスーパーマーケット等で独自の取組みが進められていることから、マイバッグの利用が徐々に浸透していると考えております。本市では、毎年10月を「ごみ減量・リサイクル月間」と位置付け、これまで市職員によるごみ集積場の早朝巡視やチラシの回覧などを行ってまいりましたが、今年度は新たな取組みとしまして、スーパーマーケット様からご協力をいただき、水俣条約等で適正処理が必要とされます水銀体温計などの水銀含有製品や使用済小型家電の臨時回収を各区で実施し、水銀含有製品を129個、使用済小型家電を289個、合計で418個を回収することができました。当初予定した回収量を大幅に上回る結果となりました。また、多くの方に周知を図る良い機会となりました。しかし、全市的な3R運動の仕組みづくりのためには、事業者や各種団体と連携した取組みが必要となってまいります。

評価としましては、クリーンにいがた推進員制度は安定的に運用できておりますが、まだまだ三者協働によるごみの減量・リサイクルの推進体制が整っていないことから、「△」としました。

以上で、説明を終わります。

## ■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針1：後半）

### 質疑・応答

- 山賀会長：ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がありますでしょうか。八子委員。
- 八子委員：**資料7別紙**4ページのクリーンにいがた推進員制度の充実についてです。以前の審議会でも質問しました。私の住んでいる近くにあるごみ集積場は、道路沿いにあることから、自治会以外の方が車でごみを持ってきて置いていくことが、以前はよくありました。2週間以上も違

反シールが貼られたまま、ごみ集積場に置かれていることがありました。クリーンにいがた推進制度発足前でしたので私が分別して処理することもありましたが、自治会の役員をやめてからは、その時の自治会の担当者に連絡をしていたこともありましたが、みんなに当てにされると思い、最近はやめました。やめた一番の理由は、出した人に気づいてもらうことが大事なのではないかと考えたからです。クリーンにいがた推進員の役割として、ごみ集積場での分別指導などがあるかと思いますが、実際にどのような活動が行われているのかを確認したいと思います。西堀ローサでは、トイレに清掃員が清掃していることをチェックする表が掲示されています。いつ清掃されたかを確認することができます。ごみ集積場はいくつもあり、また、毎週の確認となると大変であると思いますが、クリーンにいがた推進員の皆さまがどれくらいの期間、どのような方法でごみ集積場を見守っているのかが分からないところがありますので、お聞かせください。

○ 山賀会長：事務局、お願いします。

○ 登石廃棄物対策課長：市では毎年度、クリーンにいがた推進員を対象とした研修会を実施し、活動内容について説明しております。実際の活動は地域により、異なっているのが現状です。自治会・町内会によっては、当番制でごみ集積場の清掃を行っている場合もあります。収集日のたびにクリーンにいがた推進員の方が、収集車が来るまでごみ集積場にいることは難しく現実的ではありません。市から自治会・町内会やクリーンにいがた推進員の皆さまに強制的なことはできませんので、活動内容については、お任せしている状況です。

また、委員よりご指摘のあったごみ集積場での違反ごみの件についてですが、おそらく地域外の方が夜間などにごみ集積場にごみを置いていくのだと思われます。しかし、一日中見張っていることは不可能です。まずは、啓発看板を設置していただくなどの対応をいただいている現状です。ごみを出す方のモラルになりますので、根本的な解決にはなかなかつながっていかない面があると思います。

○ 山賀会長：八子委員、いかがでしょうか。

○ 八子委員：人の善意に頼るしかないということで、もう少し様子を見たいと思います。

○ 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。石井委員。

○ 石井委員：私も、クリーンにいがた推進員の役割について意見を申し上げます。以前にもお話ししましたが、推進員の活動が地域で見えてきません。巻広域地区では、平成30年度を目途とした分別統一に関する動きが出ていますが、2年間で分別が徹底できるのかという不安があります。現在は分別モデル事業が始まっていますが、依然として分別の状況は良くなっていないという気がします。ごみ集積場を何回か見回ることがなければ、状況が見えてきません。分別モデル収集に参加するという掛け声だけでは、私のごみ集積場を見ている限りでは分別の状況はあまり変わらないように思います。クリーンにいがた推進員は、地域からの推薦で選出し、任期は1年です。平成30年度の分別統一に向かって、今後はしっかりとしていかなければなりません。地域をまとめるコミュニティ協議会とも一緒になっていかなければならないと思いますが、クリーンにいがた推進員については、コミュニティ協議会では把握していない状況です。区や市で、全体的にクリーンにいがた推進員の会議や研修があるのでしょうか。前は、地域ごとに衛生委員がいろいろな活動を積極的に行っていましたが、現在は集まる機会がないというお話を聞きました。みんなの手をとり合わないで、平成30年度の分別統一に向けて大変だと日々感じております。どこかでクリーンにいがた推進員、コミュニティ協議会、自治会など地域でまとまっていく必要があ



り、全員で協力しないと、意識の合意形成ができるかが少し不安です。平成30年度までに分別制度が浸透するような手段を一緒に考えていただきたいと思います。

- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 登石廃棄物対策課長：貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。先ほどの資料説明の際、クリーンにいがた推進員の任期が1年であり、約4割の方が1年で交替されると説明いたしました。基本的には年1回、推進員全員を対象とし、クリーンにいがた推進員の役割と市のごみに関する制度を説明するため研修会を行っております。平成27年度研修会開催時点での推進員数は市全体で5,292人、このうち研修会に参加された方が3,268人となっております。西蒲区では推進員が359人、このうち研修会に参加された方が229人となっており、6割以上の方が参加されています。研修会では、推進員の役割、市との連絡調整について説明しているほか、ごみ集積場でのごみ出し指導などについてもお願いしています。また、施設見学会を実施し、ごみ分別等に関する意識向上を図っております。最終的には自治会・町内会、あるいはクリーンにいがた推進員の皆さまの考え方になると思います。市で強制するよりも、クリーンにいがた推進員の自主的な活動をお願いしている現状です。来年になりますと、新しい推進員を推薦いただくこととなります。平成29年度も研修会を実施いたしますが、この際は一步踏み込んだ説明を行ってまいりたいと思います。
- 塚本廃棄物政策課長：平成30年度での分別統一に向けた対応として、説明会を実施し周知を図りながら、平成28年6月から分別モデル事業を始めました。モデル事業に参加いただいている地域と参加していない地域のごみ量が前年同月と比較してどのようになっているかを、9月のごみ量で確認しました。一部、推計値が入っていますが、西蒲区全体でごみ量が減少していることもあり、どちらの地域もごみ量が減少しています。ただし、分別モデル事業に参加いただいている地域のほうが参加していない地域の倍近く減少しています。平成28年9月だけの比較ですので、これから分析しなければなりません、分別モデル事業に参加していただくことによって、ごみの減量化への意思が働いていると考えられます。なお、分別モデル収集開始直前の平成28年5月の西蒲区のごみ量は前年同月と比較し増加しました。しかし、平成28年6月からは減少しており、前年と比較しても減少傾向となっております。分別モデル事業は始まったばかりですので、少しずつ分別に慣れていただくことで考えています。
- 山賀会長：他にご意見、ご質問はありますか。八子委員。
- 八子委員：マイボトルキャンペーンについては、参加者が年々増えており、良いと思います。前回の審議会の際、にいがた未来ポイントの景品に関する発言をさせていただきました。その発言に付け加えさせていただきます。高齢になりますと、荷物の重さがとても苦痛になります。そこで、景品のマイボトルについて、画一的な大きさで出されるようですが、ボトルのサイズを大・中・小のように応募者が選択できるような方式に変更することはできないでしょうか。私が普段持っているボトルよりはある程度軽い感じはしますが、中身を入れるとかなり重くなります。ボトルの大きさです。景品で送っていただいたボトルは大き過ぎるので、私は自分が以前買ったものを使っています。お願いしたいと思います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：景品として選べるような形に変更してはとのご意見ですので、検討させていただきます。

- 山賀会長：他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。片粕委員。
- 片粕委員：資料4家庭系生ごみ関連施策について、確認させていただきます。生ごみの減量化に際しては、各種の講座の開催、生ごみ処理機の購入補助の推進などの取組みが行われているようですが、2（1）生ごみ堆肥化容器の購入費補助及び電動生ごみ処理機の購入費補助が平成24年から減少傾向になっています。この理由についてお聞かせください、また、今後、購入費補助を増やしていくためにどのような施策を考えているかを伺います。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：委員ご指摘のとおり、購入費補助については、平成24年度から減少傾向となっております。平成20年6月に有料指定袋制度が導入された際は、生ごみ堆肥化容器などの購入費補助は相当な件数がありましたが、年々減少しているのが現状です。理由として推測できることとして、生ごみは有料指定袋に入れてごみ集積場に出せばよいということが言えるかと思えます。電動生ごみ処理機は処理のための電気料がかかりますし、コンポストやEMボカシは手間かかることで購入費補助が増えない理由として考えられます。現在も処理機器の購入費補助については、市報やサイチョプレスで周知を図っております。また、エコープラザでは、コンポスト容器を使った生ごみ堆肥化講座を実施しているほか、段ボールコンポスト講座も行っているところです。
- 山賀会長：他にご質問、ご意見ありますか。松原委員。
- 松原委員：市の施策についての説明を聞き、ごみの減量、適正処理についていろいろなことに取り組んでいることに感心しております。その中で、当然できるものとできないものがありますので、これからはできないものについて少しずつでも改善していただければいいのではないかと思います。評価欄については、もう少し「○」の評価をしてもいい内容もあります。私としては非常に良く取り組んでいると評価したいと思えます。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：ご意見ありがとうございます。ごみを減らすためには水切りです。生ごみは水分がとても多いので、水切りをしていただくと、ごみ量が減ることになります。いろいろな補助制度がありますが、内容について見直しをしながら、ごみ減量にさらに努めてまいりたいと考えております。

## ■新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて（審議）（基本方針2）

### 事務局説明

- 山賀会長：本日は活発なご審議をしていただいております。まだ、審議の時間がありますので、資料7別紙の「基本方針2」について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：それでは、資料7別紙の5ページ、「基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」について説明いたします。なお、説明に入る前に、本日配付の資料5事業系のごみのフロー図をご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物につきまして、減量化・資源化及び適正処理を進めるための責務を定めております。発生した廃棄物は、フロー図の左側に記載されております可燃ごみなど市で処理できる事業系ごみの3分別、ガラスびんなど民間施設で処理できる資源物の5分別、産業廃棄物である廃プラスチック類とペットボトルの2

分別、あわせて10分別で処理をお願いしているところでございます。分別された廃棄物は、市の処理施設や民間施設の選別・再生の工程を経まして資源化され、最終的に処分地に埋められるものは可燃ごみからの焼却灰と不燃ごみからの不燃物となります。家庭から排出される燃やすごみや飲食用・化粧品びん、飲食用缶などの資源物と同様、適正な処理ルートで資源化することで、埋立処分地の延命化を図っております。

次に、**資料6**事業系ごみの組成調査結果をご覧ください。これは、市で処理する事業系ごみである可燃ごみと不燃ごみにつきまして、平成24年度と平成27年度の組成調査結果を示しております。組成割合の大きな変動は見られませんが、可燃ごみの結果から、中段の表「紙類の内訳」にあるように、新聞紙などリサイクルできる資源物としての割合が平成24年度の19.5%から平成27年度では16.6%に減少しています。後ほどご説明いたしますが、事業系廃棄物処理ガイドラインの周知や処理施設での搬入規制などの取組みにより、事業者の分別が徹底された結果と考えられます。また、不燃ごみにつきまして、事業系廃棄物処理ガイドラインの本格実施にあわせ、産業廃棄物の適正処理の指導を強化したことで、不燃ごみの半数以上占めていたプラスチック類やペットボトルについて、資源化に回すことで大幅に減少することができました。また、資源物であるびん・缶についても同様に大きく減少しました。

次に、**資料7**事業系のごみ減量施策についてをご覧ください。市で取り組んでいる事業系ごみに関する取組みをまとめた資料でございます。「1 事業系廃棄物処理ガイドラインの作成」と「2 排出事業者訪問指導」では、事業系のごみ減量化・リサイクルを推進するため、事業活動に伴い発生する廃棄物の分別、適正処理方法を分かりやすく記載した事業系廃棄物処理ガイドラインを平成25年度に改訂しました。10分別の指針に基づく分別を事業者に広く周知し、適正処理を指導してまいりました。表に示したとおり、市の処理施設における受入量は、平成27年度には7万8,224トンと大幅に減少しました。また、ガイドラインに基づいた分別と適正処理の確認のため、訪問指導を実施するとともに、市の処理施設への産業廃棄物の搬入を禁止するチラシを配布、周知に努めてまいりました。

次に、「3 3R優良事業者認定制度」では、先ほどご説明しましたとおり、ごみの減量化・3Rに積極的に取り組む事業者を顕彰する制度として開始したところでございます。現在は、トップカンパニー、パートナーカンパニーの2つの区分で認定し、市ホームページやイベント等で事業者の取組みを広く紹介し、事業者自らの3R活動を促進してまいりました。制度の導入当初は申請・認定数が多かったものの、近年は伸び悩んでいる状況でございます。

次に、「4 資源物（古紙類・びん・缶）などの搬入規制」では、改訂されたガイドラインに基づき、資源物をごみとして出さないよう、定期的に施設での展開検査を実施しているところでございます。

次に、「5 減量計画書などによる計画的な取り組みの推進」では、一定面積以上の事業用大規模建築物の所有者には、一般廃棄物の減量及び適正処理のため、廃棄物の種類・量・処理方法を具体的に記載した減量計画書の提出や減量及び適正処理の業務を担う廃棄物管理責任者の選任、廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置を義務づけているところでございます。

ガイドラインの本格実施により、資源化実績の表に示したとおり、平成27年度の総排出量は減少し、資源化率は60.87%に上がったところでございます。

最後に、「6 食品廃棄物（学校給食残渣）の再生利用・資源化」では、食品廃棄物の再生利

用と資源化を図るため、学校や幼稚園から排出される調理くずや食べ残しなどの給食残渣につきまして、平成16年度から開始した堆肥化を継続する一方、平成24年度からは飼料化の取組みを始めております。環境省は、再生利用方法の優先順位を、①飼料化、②堆肥化、③メタン化等としており、本市におきましても可能な限り堆肥化から飼料化へ移行を進めているところでございます。

飼料化・堆肥化を合わせた回収量は平成27年度に減少しておりますが、対象校の増に対し回収量が減少している理由としては、食べ残しの減少など、食に関する意識の向上が一因と考えているところでございます。

それでは、**資料7別紙**の5ページをご覧ください。「基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」の施策として4つございます。

「基本施策1 制度の周知徹底」では、本日配付の**資料7**でご説明しましたとおり、事業系廃棄物処理ガイドラインの改訂による周知を図るとともに、訪問指導してまいりました。

評価としましては、事業系のごみの排出量が減少し、中間目標を前倒しで達成していることから、「○」としました。

次に、「基本施策2 排出事業者の訪問指導への動機づけ」では、3R優良認定事業者の認定数が伸び悩んでいることから、評価としましては、「△」としました。

次に、「基本施策3 分別及び資源化の促進に向けた誘導」では、市の処理施設への古紙の搬入規制を実施するとともに、びん、缶の資源化を推進するため、搬入規制と展開検査を強化してまいりました。また、食品廃棄物の資源化を促進するため、学校給食の残渣の飼料化・堆肥化に取り組んでまいりました。

評価としましては、今後、学校給食残渣以外の食品廃棄物のさらなる資源化を推進する必要があるため、「△」としました。

最後に、「基本施策4 産業廃棄物の混入防止」では、事業者から排出される廃棄物は、事業者の業種と廃棄物の種類により、一般廃棄物と産業廃棄物に大きく分類されます。市の処理施設では処理できない廃プラスチック類などの産業廃棄物が、不燃ごみに混入されている状況が見受けられました。チラシでの周知や展開検査の実施、ガイドラインに基づく分別指導などにより、不燃ごみに含まれるプラスチック類の割合は大幅に減少したところでございます。

評価としましては、取組みの成果があらわれていることから、「○」としました。

以上で、説明を終わります。

- 山賀会長：今ほど事務局より説明をいただきましたが、本日の審議会が午後4時までとなっていることから、基本方針2の審議は、11月22日の第4回審議会とさせていただきます。本日の説明と配付資料をご覧くださいまして、次回の審議につなげてきたいと思っております。

それでは、「基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」につきましては、市のこれまでの取組みに対し一定の評価をすること、効果や課題についても適切な把握がされていることを本日の審議会でご承認いただいたということによろしいでしょうか。

<異議なし>

- 山賀会長：ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。斎藤委員。

- 斎藤委員：西蒲区への生ごみ堆肥化処理機の設置について、お礼を申し上げたいと思います。江南区亀田の農産物直売所に設置されている生ごみ堆肥化処理機を見学した際、この機械が西蒲区にあればいいなという考えを市にお伝えしました。平成27年7月に西蒲区に設置され、会員となって協力していただく方も多くなり、数十名の賛同を得ました。設置が実現したことが非常に喜ばしいことでした。また、できた堆肥が会員の皆様に配布され、その堆肥を使って自分の家で野菜をつくったり、花を育てたりできることを会員の皆さまも喜んでいきます。お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。
- 山賀会長：事務局から、何かありますか。
- 塚本廃棄物政策課長：市からもお礼を申し上げます。いろいろなところから処理機設置の要望をいただきますが、地元でサポートしていただける方がいないと、効果が上がりません。今参加者を待っているわけですのでございます。実際にご利用いただき、運営の支援をいただいていることにつきまして、感謝申し上げます。
- 山賀会長：それでは、議題（3）新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについての審議は、本日はこれで終了いたします。

### 3. 連絡事項等

- 山賀会長：次に、事務局より連絡事項についてお願いいたします。
- 塚本廃棄物政策課長：まず、益城町での支援について報告させていただきます。
- 登石廃棄物対策課長：本日配付しました「熊本県上益城郡益城町支援報告書」に基づき、説明させていただきます。

熊本地震での被災地支援のため、益城町のごみ収集の支援を行いました。支援期間としては、6月11日に現地に到着しミーティングに参加、実際のごみの収集は6月12日から7月4日の延べ23日間でした。派遣体制は1日8人で、ごみ収集車両2台6人体制、情報収集車両1台2人体制でした。作業内容などについては、配付しました資料をご覧ください。今回の経験については、本市で災害が発生した際の対応の教訓にしたいと考えております。支援に対し、熊本県民の方から感謝のメールをいただきましたこと、また、環境大臣から感謝状をいただいたことを報告させていただきます。

- 塚本廃棄物政策課長：続いて、事務局から連絡させていただきます。第4回審議会は、11月22日火曜日午前10時から開催いたします。会場は、市役所分館6階601会議室でございます。本日に引き続き、新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについてご審議いただく予定でございます。

次に、照会票についてです。これまで同様、資料の最後に照会票を添付させていただいております。本日の会議でご質問できなかったことや、またお気づきになったことがありましたら照会票に必要事項をご記入いただき、事務局までご送付いただければと思います。よろしく願いいたします。

- 山賀会長：ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありますか。

<なし>

- 山賀会長：それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。進行を司会にお返しします。どうもありがとうございました。

#### 4. 閉会

- 石崎廃棄物政策課長補佐：委員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでございました。これもちまして本日の会議を閉会いたします。